

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社オバタテクニカルスタッフ（以下「甲」という。）と過半数労働代表者（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

- 第1条 本協定は、派遣先で甲の派遣社員として従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
 - 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。
 - 4 前項に規定する特段の事情には次の各号に掲げるものが該当する。
 - (1) 「派遣先均等・均衡方式」でなければ派遣社員が希望する就業機会を提供できない場合であって当該派遣社員から合意を得た場合。

（賃金の構成）

- 第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。
- 2 次条以降で規定する「通達第3の4に基づく合算による比較方法により」
 - ①定額支給されているものと見なされる通勤手当（第6条第2項）
 - ②前払い退職金として支給されているものと見なされる退職手当（第8条第2項）
 - ③前払い賞与として支給されているものと見なされる賞与額（第9条第4項）がある場合は、③・①・②の順番で充当する。
 - 3 前項の規定による充当金額は、就業条件ごとによって異なるがその金額は就業開始前並びに就業条件変更時に事前に該当従業員へ明示する事とする。
 - 4 なお、前項の場合であっても労働条件の不利益変更該当する時給の引き下げがあってはならない。（例えば、前払い賞与として支給されているものと見なされる賞与分を時給から控除し賞与として支給する等）

- 第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均な賃金の額」は、次の各項に掲げる条件を満たした別表1に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表2の地域指数を乗じたものとする。

- 2 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和 5 年 8 月 29 日職発 0 8 2 9 第 1 号「労働者派遣法第 3 0 条の 4 第 1 項第 2 号イの同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額について」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額」（厚生労働省）（以下別添 2 という。）の次の各号の該当職種とする。
- (1) 業務の実態を踏まえ最も適合する職種がある場合は小分類
 - (2) 業務の実態から複数の業務に従事する可能性がある場合は中分類
- 3 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第 6 条のとおりとする。
- 4 地域調整については、就業地が所在する地域について局長通達に定める「地域指数」を派遣先事業所を管轄する都道府県単位にて適用する。ただし、ハローワーク単位での「地域指数」を適用しなければ派遣社員が希望する就業機会を提供できない場合であって当該派遣社員から合意を得た場合はこの限りでない。

第 4 条 対象派遣社員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たしたものとする。

- (1) 前条第 1 項に規定する同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
 - (2) 別表 3 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること
 - ・ A ランク（その職務における上級者）： 1 0 年
 - ・ B ランク（その職務における中級者）： 3 年
 - ・ C ランク（その職務における初級者）： 0 年
 - (3) 対象従業員の基本給及び賞与については、別表 3 の賃金表に、対象従業員が勤務する派遣先事業所所在地に対応する別表 2 の地域係数を乗じたものとする。
- 2 甲は、第 9 条の規定による対象従業員の職務評価の結果、同じ職務の内容であったとしてもその経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の 1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。
- また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第 5 条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、派遣社員就業規則第 3 0 条に準じて法律の定めにしたがって支給する。

第 6 条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。但し、局長通達に定める 1 時間につき 72 円（時間は所定内時間を指す）を上限とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、通達第 3 の 4 に基づく合算による比較方法により定額支給されているものと見なされる通勤手当がある場合はその金額と、一般通勤手当 72 円との差額を上限とする。（定額支給されているものと見なされる通勤手当の金額が、一般通勤手当 72 円を超える場合は、実費支給金額は 0 円とする。）

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3又は別表3-2のとおりとする。

- (1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：通達に定める「平成30年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの（自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年）
- (2) 退職時の勤続年数ごと（3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、33年 or 35年）の支給月数：「平成30年中小企業の賃金・退職金事情」の支給率（月数）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表5のとおりとする。ただし退職手当制度を開始した令和2年4月1日以前の勤続年数については別表5の勤続年数から除外する。

- (1) 別表4に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること
- (2) 別表4に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

- 2 前項の規定にかかわらず、通達第3の4に基づく合算による比較方法により前払い退職金として支給されているものと見なされる退職手当がある場合はその金額を、別表5の退職手当を計算する際退職時の基本給額から控除するものとする。（前払い退職金として支給されているものと見なされる退職手当の金額が、一般退職金の額（第3条第1項に規定する一般基本給・賞与等の6%の金額）を超える場合は、実退職手当の金額は0円とする。）

（賃金の決定に当たっての評価）

第9条 基本給の決定は、半期ごとに行う職務評価を活用する。職務評価の方法は派遣社員就業規則第29条に定める方法によることとし、その評価結果に基づき、第4条第2項の昇給の範囲を決定する。

- 2 賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は派遣社員就業規則第35条に定める方法によることとし、その評価結果に基づき、別表3の備考1のとおり、賞与額を決定する。
- 3 賞与の支給方法は、派遣社員就業規則第35条の規定による。
- 4 前項の規定にかかわらず、通達第3の4に基づく合算による比較方法により前払い賞与として支給されているものと見なされる賞与額がある場合はその金額を、別表3又は別表3-2の賞与額から控除するものとする。（前払い賞与として支給されているものと見なされる賞与の金額が、別表3又は別表3-2の賞与額を超える場合は、実賞与の金額は0円とする。）

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条の定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、社員就業規則第53条及び派遣社員就業規則第53条の規定を準用する。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間とする。

2024年3月15日

別表1 職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額								(円)
基準値に能力・経験調整指数を乗じた値								
	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
C事務的職業								
25一般事務員	1,075	1,237	1,357	1,377	1,450	1,580	1,968	
257総合事務員	1,054	1,213	1,330	1,350	1,422	1,549	1,930	
H生産工程の職業								
54製品製造・加工処理	1,067	1,228	1,347	1,367	1,439	1,568	1,954	
552水産物加工工	1,020	1,174	1,287	1,307	1,376	1,499	1,868	
555野菜つけ物工	1,023	1,177	1,291	1,310	1,380	1,504	1,873	
565プラスチック製品製造工	1,088	1,252	1,373	1,394	1,468	1,599	1,992	
57機械組立の職業								
572電気機械組立工	1,068	1,229	1,348	1,368	1,441	1,570	1,956	
573電気通信機械器具組立工	1,052	1,211	1,328	1,348	1,419	1,546	1,926	
583電子機器部品組立工	1,025	1,180	1,294	1,313	1,383	1,507	1,877	
61製品検査(金属)								
611金属材料検査工	1,081	1,244	1,364	1,385	1,458	1,589	1,979	
612金属加工・溶接検査工	1,081	1,244	1,364	1,385	1,458	1,589	1,979	
K運搬・清掃等の職業								
75運搬の職業								
753陸上荷役・運搬作業員	1,199	1,380	1,513	1,536	1,617	1,763	2,195	
754倉庫作業員	1,142	1,314	1,441	1,463	1,541	1,679	2,091	
756荷造作業員	1,082	1,245	1,365	1,386	1,460	1,591	1,981	
77包装の職業								
771製品包装作業員	1,027	1,182	1,296	1,316	1,385	1,510	1,880	
779その他の包装の職業	1,016	1,169	1,282	1,301	1,371	1,494	1,860	
78その他の運搬等の職業								
781選別作業員	1,116	1,285	1,408	1,430	1,505	1,641	2,043	

別表2 令和4年度職業安定業務統計による地域指数

地域	地域指数	地域	地域指数	地域	地域指数	地域	地域指数
大阪	108.4	兵庫	102.1	京都	101.6	和歌山	93.9
2701 大阪東計	108.8	2801 神戸計	102.7	2601 京都西陣計	101.0	3001 和歌山計	96.1
2702 梅田計	109.4	2802 灘計	104.3	2602 京都七条計	101.7	3002 新宮計	92.5
2703 大阪西計	110.4	2803 尼崎計	106.7	2603 伏見計	102.6	3003 田辺計	91.3
2704 阿倍野計	106.2	2804 西宮計	106.0	2604 京都田辺計	104.4	3004 御坊計	88.8
2706 淀川計	107.9	2805 姫路計	102.4	2605 福知山計	100.8	3005 湯浅計	93.1
2707 布施計	109.1	2806 加古川計	100.6	2606 舞鶴計	99.0	3006 海南計	91.6
2708 堺計	106.6	2807 伊丹計	103.4	2607 峰山計	95.7	3007 橋本計	89.6
2709 岸和田計	104.0	2808 明石計	102.1	2608 宇治計	100.5		
2710 池田計	104.4	2809 豊岡計	97.9				
2711 泉大津計	104.5	2810 西脇計	98.0	滋賀	99.0	奈良	102.3
2712 藤井寺計	106.8	2811 洲本計	96.8	2501 大津計	98.8	2901 奈良計	104.2
2713 枚方計	106.2	2813 柏原計	100.5	2502 長浜計	97.1	2902 大和高田計	103.1
2714 泉佐野計	103.0	2820 西神計	100.7	2503 彦根計	97.4	2903 桜井計	98.8
2715 茨木計	107.0	2821 龍野計	100.0	2504 東近江計	98.5	2904 下市計	97.9
2716 河内長野計	105.5			2505 甲賀計	98.5	2905 大和郡山計	99.5
2718 門真計	105.5			2506 草津計	99.9		

別表4 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	35年	
高校卒	支給率 (月数)	自己都合退職	0.715	1.216	2.717	4.648	6.721	8.866	11.011	--	12.870
	会社都合退職	1.001	1.716	3.647	5.863	8.151	10.439	12.513	--	14.515	
高専 短大卒	支給率 (月数)	自己都合退職	0.715	1.216	2.789	4.648	6.721	8.795	10.797	--	12.727
	会社都合退職	1.001	1.645	3.647	5.792	7.937	10.225	12.370	--	14.443	
大学卒	支給率 (月数)	自己都合退職	0.715	1.359	2.932	4.862	7.007	9.152	11.297	12.870	
	会社都合退職	1.073	1.788	3.861	6.078	8.437	10.797	13.085	14.515		

(資料出所) 「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達で定めたもの

別表5 対象従業員の退職手当の額

勤続年数		3年以上	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	30年以上
高校卒 以下	支給率 (月数)	自己都合退職	0.72	1.22	2.72	4.65	6.73	8.87	11.02
	会社都合退職	1.01	1.72	3.65	5.87	8.16	10.44	12.52	
高卒 超	支給率 (月数)	自己都合退職	0.72	1.36	2.94	4.87	7.01	9.16	11.30
	会社都合退職	1.08	1.79	3.87	6.08	8.44	10.80	13.09	

(備考) 1 退職手当については、退職時の基本給額に退職手当の支給月数を乗じて得た額を支給する。

2 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は3年とし、退職時の勤続年数が3年未満の場合は支給しない。

※ 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表3と別表5に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であることを確認した旨の書面を添付すること。

別表3 対象従業員の基本給及び賞与の額

(円)

職務の内容	等級	Cランク			Bランク			Aランク		
		基本給	賞与額	合計額	基本給	賞与額	合計額	基本給	賞与額	合計額
C事務的職業										
25一般事務員		868	174	1,042	1,124	225	1,349	1,366	274	1,640
257総合事務員		847	170	1,017	1,097	220	1,317	1,333	267	1,600
H生産工程の職業										
54製品製造・加工処理		852	171	1,023	1,103	221	1,324	1,341	269	1,610
552水産物加工工		812	163	975	1,051	211	1,262	1,278	256	1,534
555野菜つけ物工		787	158	945	1,019	204	1,223	1,239	248	1,487
565プラスチック製品製造工		866	174	1,040	1,122	225	1,347	1,363	273	1,636
57機械組立の職業		889	178	1,067	1,150	230	1,380	1,399	280	1,679
572電気機械組立工		863	173	1,036	1,117	224	1,341	1,358	272	1,630
573電気通信機械器具組立工		843	169	1,012	1,091	219	1,310	1,326	266	1,592
583電子機器部品組立工		820	164	984	1,062	213	1,275	1,291	259	1,550
61製品検査(金属)		870	174	1,044	1,126	226	1,352	1,369	274	1,643
611金属材料検査工		858	172	1,030	1,111	223	1,334	1,350	270	1,620
612金属加工・溶接検査工		874	175	1,049	1,131	227	1,358	1,375	275	1,650
K運搬・清掃等の職業										
75運搬の職業		942	189	1,131	1,220	244	1,464	1,483	297	1,780
753陸上荷役・運搬作業員		963	193	1,156	1,247	250	1,497	1,515	303	1,818
754倉庫作業員		916	184	1,100	1,186	238	1,424	1,442	289	1,731
756荷造作業員		858	172	1,030	1,111	223	1,334	1,350	270	1,620
77包装の職業		808	162	970	1,046	210	1,256	1,271	255	1,526
771製品包装作業員		809	162	971	1,047	210	1,257	1,273	255	1,528
779その他の包装の職業		785	157	942	1,016	204	1,220	1,235	247	1,482
78その他の運搬等の職業		895	179	1,074	1,159	232	1,391	1,408	282	1,690
781選別作業員		896	180	1,076	1,160	232	1,392	1,410	282	1,692

(備考)

- 賞与については、半期ごとの勤務評価の結果により、A評価(標準より優秀)であれば基本給額の25%相当、B評価(標準)であれば基本給額の20%相当、C評価(標準より物足りない)であれば基本給額の15%相当を支給する。
- 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については、C評価(標準より物足りない)とみなして支給する。
- 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、賞与額は標準的な評価であるB評価の場合の額により比較するものとする。